

吹田市景観まちづくり活動補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市景観まちづくり条例（平成20年吹田市条例第24号。以下「条例」という。）第14条第3項、第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項の規定に基づき、景観まちづくりに寄与する活動を行う者に対し、予算の範囲内において、吹田市景観まちづくり活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号）及び条例の例による。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 景観まちづくり活動団体
- (2) 景観重要建造物、景観重要樹木又は重点地区内の建築物等の所有者等
- (3) 法人その他の団体（前2号に掲げるものを除く。）

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる活動とする。ただし、市、大阪府その他の公共団体又は公共的団体の補助金等の交付を受けている活動又は受ける見込みのある活動を除く。

- (1) 景観協定の締結を目的とする活動
- (2) 認可を受けた景観協定を運用する活動
- (3) 景観重要建造物若しくは景観重要樹木の修繕又は重点地区内の建築物等の修景
- (4) その他市長が公募により選考した景観まちづくりに係る活動

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、市長が定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、吹田市景観まちづくり

活動補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
 - （2） 収支予算書
 - （3） その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、吹田市景観まちづくり活動補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

2 市長は、第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者が行う第 4 条第 3 号及び第 4 号に掲げる活動について前項の規定による補助金の交付決定をするときは、あらかじめ、吹田市景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

（交付の請求）

第 9 条 前条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに、吹田市景観まちづくり活動補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第 10 条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、当該年度の補助対象事業完了が完了したときは、速やかに吹田市景観まちづくり活動実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績報告書
- （2） 収支決算報告書
- （3） 補助対象経費の支払を証する書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の

額を確定し、吹田市景観まちづくり活動補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（精算）

第13条 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える部分に相当する額の補助金を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- （2） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （3） 次条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- （4） その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月1日から施行する。